

平成26年5月策定
平成31年3月改定
令和4年 9月改定
令和5年 4月改定
令和7年 1月改定

小平市立小平第七小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

全てのこどもは、かけがえのない存在であり、こどもの健やかな成長は、社会全体の願いであることを念頭に、学校は「いじめは絶対に許してはいけない」「見逃してはいけない」との思いから本方針を策定する。

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

この定義をよく理解した上で、いじめは「どの学級にも起こり得る」「どのこどもも被害者にも加害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域、関係機関と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応・重大事態への対処を徹底し、解決に向けて取り組む。いじめ問題への対応に当たっては、以下の4つのポイントを常に念頭に置いて進めていく。

いじめ問題への対応ポイント

- I 教員の指導力の向上と組織的対応
- II こどもからの声を確実に受け止め、子どもを守り通す
- III いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり
- IV 保護者・地域・関係機関との連携

2 いじめの防止等の対策ための組織

(1) 七小いじめ対策委員会

メンバー：校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、
専科主任、特別支援教室主任、養護教諭、スクールカウンセラー

- ① 日常的、定期的に児童の情報を共有し、組織的に対応する。
- ② いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎや情報提供を行う。

(2) PTA・学校経営協議会・地域住民・関係諸機関 等

「七小いじめ対策委員会」を支援する組織として活用する。
→いじめを含む、子どもの気になる様子を見聞きした場合には、速やかに学校に連絡してもらえよう協力を仰ぐ。また、家庭、地域及び関係機関と連携し、地域社会総がかりでいじめ問題の解決と対策の推進に取り組む。

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止に向けた取組

① 教職員の資質向上

- ・校内研修を年3回行い、「いじめ」に関する正しい認識と人権感覚の向上を図る。

② 道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させ、自己を他者との関わりの中で捉え、望ましい人間関係を築く力を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・読書活動・体験活動などの推進により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、児童同士が円滑に他者とコミュニケーションを図ることができるよう、コミュニケーション能力の向上を図る。
- ・定期的にこどもがいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚するようにするため、「いじめに関する授業」を年3回以上実施する。
- ・いじめは刑事罰や損害賠償請求の対象になり得ることなど、法的観点から実社会といじめとの関係について、6年生の社会科の授業で、いじめと関連した法教育を実施する。

③ こどもによる主体的な活動

- ・特別活動を中心として、集団の一員としての自覚や自信、自己肯定感を高め、自尊感情を育み、互いを認め合える人間関係や学校・学級の風土をつくる。また、児童同士が話し合い、学び合う授業などを通して、互いのよさを認め合えるようにする。

④ 地域・家庭との連携

- ・いじめ防止基本方針について年度当初の保護者会で周知する。
- ・地域の多くの大人に見守られていることを実感できるようにするため、地域の大人による児童の登下校時の見守りなど、地域人材を積極的に活用する。
- ・七小スタンダードを基に、SNS七小ルールを周知し、家庭と連携したSNSルールづくり等、保護者への協力を依頼する。
- ・毎学期始めの「生活点検表」の取組により、規則正しい生活やルールを守る意識の向上を図る。

⑤ 情報モラル教育の徹底

- ・情報モラル教室を通して、こどもや保護者にネット環境が充実することで起こる弊害について発信したり、インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）について考える機会をつくったりなど、いじめ防止に向けた対策を推進する。

(2) 早期発見のための取組

① 「いじめ発見のチェックシート」

- ・教員がこどもの観察の際に活用し、いじめの確実な発見に努める。

② いじめに関するふれあいアンケート

- ・「ふれあい月間」を通じて、年3回実施する。
- ・いじめの有無に関わらず自由記入欄に書き込ませることでいじめを訴えやすくする。

③ 担任とこどもの二者面談

- ・ふれあい月間の取組の中で、実態に応じて担任とこどもで面談を行い、そのこどもの表情を見ながら、本人のことだけでなく友達のことや学級のことなどを把握するとともに、結果を「七小いじめ対策委員会」に報告し、共有する。

④ スクールカウンセラーによる全員面接

- ・1学期に5年生を対象に行い、相談窓口の周知等の相談活動を充実させる。

⑤ 各種相談機関の周知

- ・こどもがいじめの相談を行いやすいよう、「東京いじめ相談ホットライン」等の周知を図る。

- ⑥ 全教員による校内巡回
 - ・管理職、スクールカウンセラー、看護当番等が校内巡回を行い、複層的な視点から、こどもの変化をいち早く把握する。
- ⑦ 学校非公式サイト等の有害情報の把握
 - ・問題のある書き込み等の情報に対しては迅速な対応を図る。ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

(3) 早期対応の取組

- ・発見・通報を受けた教職員は、「七小いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、いじめの事実確認を速やかに徹底して行う。
- ・いじめられた児童や、いじめを知らせてきた児童が安全に、安心して教育を受けられる環境を確保する。
- ・事実確認の結果は、校長が責任をもって小平市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けたこども並びに行ったこどもの保護者に連絡する。

(4) いじめへの対処

- ① 認知
 - ・社会通念上のいじめと、学校で認知するいじめは必ずしも一致するものではない。
 - ・対象児童が苦痛と感じているものは認知する。また、いじめと認知することは、児童の苦痛を受け止め、ケアすることと捉える。
- ② 解消に向けた取組
 - 【いじめを受けたこども】
 - ・いじめを受けたこどもやいじめを知らせてきたこどもの安全を確保し、落ち着いて教育を受けられる環境を確保するとともに、こども又はその保護者に対する心身のケアを行う。
 - ・いじめを受けたことにより授業に参加できないこどもに対して、別室による学習支援やオンライン授業等を実施し、学習の支援を行う。
 - 【いじめを行ったこども】
 - ・直ちにいじめをやめさせ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導及びその保護者に対する助言を行う。
 - 【いじめを見ていたこども】
 - ・自分の問題として捉えさせ、大人に報告できるように指導する。
- ③ 犯罪行為として取り扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。

(5) 重大事態の調査及び対処

- ① 小平市いじめ防止基本方針の重大事態の定義を踏まえ、教育委員会、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。
- ② 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ③ 学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援を行う。
- ④ いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係や今後の対応等その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導を行う。
- ⑥ 必要に応じて外部人材や関係諸機関と情報を共有し、法による規定に基づいて適切に対応する。

4 取組の評価・見直し

本方針は、ふれあい月間で実施する「教員シート」及び「学校シート」や、学校評価等を活用し、見直し・改善を行い、次年度の方針を策定する。また、全ての児童・保護者・地域に本方針について保護者会などを活用して説明したり、学校 HP など周知したりする。